

2026 年度奨学生募集要項



HoriPro Foundation

応募に関する問い合わせ先・応募書類の提出先

お問い合わせ・応募書類の提出は、在学する大学又は専門学校の学生課又は奨学金担当部署（窓口）へお願い致します。本財団への直接応募は受け付けておりません。

提出期限 2026 年 4 月下旬 ※

※指定校毎に提出期限が異なりますので、
在学する学生課又は奨学金担当部署（窓口）へ必ず確認のうえ、期限内に提出をお願い致します。

2026 年 3 月 9 日

一般財団法人ホリプロ文化芸能財団

2026 年度奨学生募集要項

1. 奨学金給付の目的

この奨学金は、株式会社ホリプロの創業者である堀威夫により 2014 年 4 月に設立された一般財団法人ホリプロ文化芸能財団が、我が国の文化芸能の振興を担う人材を育成するため、映画・音楽・演劇・テレビ番組などのエンターテインメントの製作に携わるプロデューサーや、タレントを発掘・育成するマネージャーを志す学生を支援することを目的とした給付型奨学金です。

2. 奨学金の性格及び使途

(1) 奨学金の性格

給付型奨学金とし、返還の義務はありません。

(2) 奨学金の使途

原則、学費としての使用はできません。将来エンターテインメント業界で働くために必要な専門知識や技術の習得、情報収集など、実践的な活動の費用を支援するものです。

3. 給付金額

月額 5 万円（6 ヶ月分ずつ年 2 回給付）

4. 応募資格

- (1) 卒業後は、映画・音楽・演劇・テレビ番組などのエンターテインメントの製作に携わるプロデューサー・演出家・ディレクターまたは、タレント・アーティストを発掘・育成するマネージャーなどを志す者

■対象となる分野および職種

分 野	職 種
映画、音楽、演劇、テレビ番組等映像コンテンツ制作に携わる業務	プロデューサー、演出、企画制作など
タレントマネジメント業務	タレント・アーティスト等のマネージャー

- (2) 応募年度（2026 年 4 月以降）において、本財団が指定する以下の大学又は専門学校に在学（休学者、大学院生を除く）する者で、大学生は第 2・第 3 学年在籍者、短期大学生及び専門学校生は第 2 学年以降の在籍者とし標準修業年限とします。

■大学指定校：22 校

青山学院大学、関西大学、関西学院大学、京都芸術大学、慶應義塾大学、駒澤大学、成蹊大学、成城大学、専修大学、千葉商科大学、中央大学、東海大学、東洋大学、同志社大学、桐朋学園芸術短期大学、日本大学、法政大学、明治学院大学、明治大学、立教大学、立命館大学、早稲田大学

■専門学校指定校：4 校

イーエスピー学園、滋慶学園 COM グループ（東京スクールオブミュージック & ダンス専門学校等）、東放学園、片柳学園（日本工学院専門学校、日本工学院八王子専門学校）

- (3) 心身ともに健康でかつ、志が高くコミュニケーション能力が優秀な者
 (4) 本財団が主催する年 2 回程度の交流会等の行事に出席できる者
 (5) 国籍は問いませんが、日本語による意思伝達が十分に可能であり、各大学又は専門学校卒業後は日本国内のエンターテインメント業界で働ける者
 (6) 年齢制限はありません。

5. 募集人数

30 名程度

6. 奨学金の支給期間

- (1) 採用時4年制大学の第2学年在籍者は2026年4月から1年間とします。
- (2) 採用時4年制大学の第3学年在籍者は2026年4月から1年間とします。
- (3) 短期大学生及び専門学校生は2026年4月から1年間とします。

7. 奨学金の支給方法

奨学金は、6ヶ月分を指定月に、本財団が指定する金融機関に設けた本人名義の日本国内の銀行口座へ日本円で振り込みます。

なお、第1回目の支給は、2026年6月末頃に同年4月から9月までの6カ月分を振り込むものとし、2回目は6ヶ月分を10月上旬に振り込みます。

8. 応募期間

■2026 年度募集告知の開始日から 2026 年 4 月下旬まで

- (1) 応募の締切日は、各指定大学及び指定専門学校ごとに異なりますので提出先の学生課又は奨学金担当部署（窓口）へ必ず確認のうえ、期限内に提出してください。
- (2) 締切日を過ぎての到着分及び提出書類に不備があるものは無効とします。
- (3) 応募者本人から本財団への直接応募は受け付けておりません。

9. 応募方法及び必要書類

本財団ホームページ (<http://www.horipro-zaidan.or.jp/>) より下記 (1)、(2)、(3)、(4) をダウンロードし、必要事項をパソコンからの入力又は黒のボールペン等で記入のうえ、在学する大学及び専門学校の学生課又は奨学金担当部署（窓口）へ書面で提出していただきます。

なお、理由のいかに関わらず提出書類の返却は行いません。

■ 応募者本人に用意いただく書類等

- (1) 奨学生願書及び本人の顔写真（最近3ヶ月以内に撮影のもの）：指定様式
- (2) 課題作文 600文字以内程度：指定様式
課題「エンターテインメント業界でどのような分野または職種を志し、その道のりにおいて奨学金をどのように活用しようとするか。」
- (3) 活動計画申請書：指定様式
上記課題作文の内容に基づき具体的な活動時期・場所・回数・金額等を記載してください。
- (4) 奨学生所見書（所見者については親族・友人を除く）
- (5) 在学証明書(2026年4月1日以降発行のもの)
- (6) 成績証明書(2026年4月1日以降発行のもの)

10. 選考・採用方法

■ 一次選考：書類審査

一次選考の可否に関しては、2026年5月11日（月）までに通過者のみメールにて通知します。

■ 二次選考：面接

面接予定日：2026年5月24日（日）

※都内会場での面接、又は Zoom 等を利用した WEB 面接の予定です。

11. 合格採用通知・第11期奨学生認証式の案内

2026年6月8日（月）《予定》までに、応募者が在学する大学又は専門学校より通知します。

その際、2026年6月中旬以降に開催予定の【第13期奨学生認証式】の案内をメールにてお知らせいたします。

【第13期奨学生認証式】を欠席されますと奨学生としての資格は失効することがありますのでご注意ください。

1 2.奨学生の義務

- (1) 給付型奨学金のため、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生は毎年度末までに学業成績証明書を理事長宛に提出すると共に、活動計画申請書のフォローアップとして、6ヶ月毎に年2回、本財団が指定する書式の活動状況報告書を理事長宛に提出しなければなりません。
- (3) 学業に励み、健康に注意して奨学生に相応しい態度と行動を取らなければなりません。
- (4) 本財団の奨学金給付規程を守り、本財団及び大学の指示に従い必要な手続きを怠りなく行わなければなりません。
- (5) 年2回程度行われる交流会等の行事に出席しなければなりません。
なお、実施の際は事前に通知いたします。
- (6) 大学又は専門学校卒業後の進路について報告書を本財団宛に提出しなければなりません。

1 3.奨学金の停止

奨学生が休学し又は長期にわたって欠席した場合は、本財団の判断により、奨学金を停止することがあります。ただし、休学・欠席期間が6カ月を超えた場合については、次項を適用することがあります。

1 4.奨学金の打ち切り

奨学生が第1 2項に規定する義務を怠った場合、または、次の各号の一に該当した場合は、本財団の判断により、奨学金を打ち切ることがあります。また、悪質な場合は本財団の判断により奨学金の返還を求めることがあります。

- (1) 傷病のため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績^{*1}又は性行が著しく不良になったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 奨学生として適当でない事実があったとき
- (5) 在学する学校で停学等の学校処分を受けたとき
- (6) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき、また応募書類の重要な事項に変更があった場合の届出義務を怠ったとき
- (7) 学業成績証明書・活動状況報告書等の提出を怠ったとき
- (8) 退学・除籍となったとき
- (9) 休学・欠席期間が6カ月を超えたとき

^{*1} 学業成績の著しい不良とは、進級するために必要な常識的な単位数（原則として、必要な年間取得単位数の8割を判断基準とする）を取らなかった場合のことをいう。

1 5.個人情報の管理について

- (1) 本財団は、応募者及び奨学生からお預かりした個人情報は法令に従って安全にかつ適切に取扱いします。
- (2) 申込書にご記入いただく個人情報は、奨学生の選考や合格の通知、採用後必要となる書類提出の連絡及び進路状況等を確認する目的で使用します。
- (3) 応募者が在学する大学又は専門学校からの問い合わせがあった場合は回答します。
- (4) 合格者については、申込書類を財団で保管し、応募者が在学する大学又は専門学校や本財団の関係者にも送付する場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、不合格者の申込書類は、一定の期間本財団で保管した後、廃棄処分します。

1 6.その他

- (1) 他の奨学金との併給は可能です。
- (2) 本財団からの奨学金を受給することにより将来進路の束縛及び斡旋、又は進路変更による奨学金返済などは一切ありません。

■問い合わせ先及び応募書類提出先

応募者が在学する大学及び専門学校の学生課又は奨学金担当部署（窓口）等へお問い合わせください。

以上